

▼可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について

可茂広域行政事務組合で共同処理する事務のうち、視聴覚教育の推進に関する事務及び広域における観光振興に関する事務を廃止するため、規約の一部を改正するものです。

▼可茂広域行政事務組合規約の一部改正に伴う財産処分について

視聴覚教育の推進に関する事務を廃止することに伴い、当該事務に係る財産を美濃加茂市に帰属させることについて、議会の議決を求めます。

▼工事請負契約の締結について

次の工事に係る工事請負契約の締結するため、関係条例等の規定により議会の議決を求めます。

○工事名 町道英線道路改良工

主な質問と答弁の要旨

加藤 良治 議員

Q1 過疎自治体とは

普通の自治体との違いは？

決算認定や予算審議の際、過疎自治体は借金をする場合に有利である、と説明されて

事

- 方 法 一般競争入札
- 金 額 88002万円
- 相手方 東光土建(株)

代表取締役 白田 紘式

議員提出議案

本会議最終日に議員から提出された議案は、採決の結果、次のようになりました。

▼「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

「提出議員」徳田議員ほか3名
「結 果」賛成全員により可決
(意見書は最終頁に掲載)

▼八百津町の少子化対策に対する提言について

「提出議員」河村議員ほか3名
「結 果」賛成全員により可決
(提言書は9頁に掲載)

デメリットは何か。

答 (村瀬参事)

一般的に過疎地域といわれる自治体は、税収が少なく、財力が弱いといった特徴があります。

国では、そういった地域に対して、過疎法で特定期間における人口要件、財政力要件等の指定基準を設けており、指定を受けた自治体では、過疎地域自立促進計画といった計画を策定することで、国の行財政上の優遇措置が受けられるという仕組みになっています。

当町は、平成22年4月から、新たにこの地域指定を受けることになったもので、当該過疎計画についても平成22年9月議会で議決をいただいております。

指定を受けることでの代表的なメリットとして、国の補助率のかさ上げと過疎対策事業債の活用があげられます。これは、過疎債を活用した場合、元利償還金の70%が地方交付税に算入されるといったもので、財政的に余裕がなく遅れてきた道路などを計画的に行うことが可能になります。

また、行政や税制措置上でもメリットがあり、県の事業代行制度あるいは個人、法人が地域内で事業用資産を取得した場合には、所得税や法人税等の課税特例(軽減)が受けられるとい

った優遇措置も講じられていました。

当町では、今年度は、自主運行バスの車両購入や権現林道の開設、橋梁補修や町有住宅の建設、錦津コミュニティセンターの施設整備などの財源に充てるため、当該資金の借入れを行っています。

こうしたいわゆる借金(町債)は、議会の予算議決と県知事の同意が必要になるほか、法律に定められた財政の健全性に関する基準を超えて新たな借金をすることのないようチェック機能が整えられています。

町では、厳しい財政状況の中、財政の健全性に引き続き留意し、国や県の補助制度や過疎債、地債などの地方債を最大限に活用することで、懸念の基盤整備を進め、町民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会を実現したいと考えています。

問

過疎地域自立促進特別措置法の「措置」という言葉は、良い面や悪い面の意味合いがある。私をはじめ福祉分野の者は、「福祉の措置」をイメージする。社会福祉において、何らかの支援、援護が必要のために法上の施策を具体化する行政行為及びその施策の総称の事を指している。措置の指定とは、表現は不適切かもしれませんが、「一人前ではない」という印象

を受けてしまう。答弁では起債の際の特典を申されたが、その代わりに指導が強化される項目はあるのかお聞きしたい。

答 (村瀬参事)

少子高齢化で人口減少、また過疎・辺地の地域指定を受け、歳入の33%を地方交付税に頼り、町の基幹的歳入である税収は25%程、こういった自治体は全国で約800市町村あるそうです。全国で約1700の市町村がありますから、約半分近くが過疎地域指定を受けていることになりました。県下では平成22年4月に当町が追加指定されたことで、現在14市町村となっています。日本の国土の約60%は過疎地域の指定を受けています。

先程、言われた「措置」という言葉のイメージも、解釈次第だと思えます。過疎地域に指定されることにより、過疎法に基づく有利な財政支援を受けられ、それにより町づくりにとって必要な事業を計画的に進めて行くことができることから、プラス思考で考えていただければ良いかと思えます。

自治制度がしっかり行き届き、町民が誇りと愛着をもって暮らせる町、そんな町に過疎債等を有効活用しまして、一人前の町として、町づくりを進めていきたいと考えています。町民、議会、行政が互いの知恵と汗を